

改正後	現行
<p data-bbox="331 209 969 244">奈良県胃がん検診（胃内視鏡検診）実施要領</p> <p data-bbox="219 288 275 323">(略)</p> <p data-bbox="208 368 517 403">1 3. 個人情報の保護</p> <p data-bbox="241 408 1104 882">この検診により業務を担当したすべての関係者は、<u>「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」</u>、<u>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」</u>等の関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長、厚生労働省老健局長通知）等に留意し、検査結果の取扱い等の秘密保持に努めなければならない。</p> <p data-bbox="219 927 275 962">(略)</p> <p data-bbox="219 1007 309 1042">(附則)</p> <p data-bbox="230 1046 1077 1082">この改正後の要領は、令和3年12月10日より施行する。</p> <p data-bbox="219 1086 320 1121"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="230 1126 1025 1161"><u>この改正後の要領は、令和 年 月 日より施行する。</u></p>	<p data-bbox="1263 209 1901 244">奈良県胃がん検診（胃内視鏡検診）実施要領</p> <p data-bbox="1155 288 1211 323">(略)</p> <p data-bbox="1144 368 1453 403">1 3. 個人情報の保護</p> <p data-bbox="1178 408 2040 791">この検診により業務を担当したすべての関係者は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日 法律第57号）」等の関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長、厚生労働省老健局長通知）等に留意し、検査結果の取扱い等の秘密保持に努めなければならない。</p> <p data-bbox="1155 927 1211 962">(略)</p> <p data-bbox="1155 1007 1245 1042">(附則)</p> <p data-bbox="1167 1046 2013 1082">この改正後の要領は、令和3年12月10日より施行する。</p>